

○文部科学省告示第百十三号（抄）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

二 東京ウォーターフロントシティラストマイル（東京テレポルト駅、台場駅及びお台場海浜公園駅）

期間	令和三年八月二十八日から三十日まで			
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	東京都港区	東京都港区	東京都江東区
対象大会関係施設の区域	台場	青海一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	台場（次の図面に示す部分に限る。）	青海一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関	東京都江東区	東京都江東区	東京都江東区	東京都江東区

係施設周辺地域

<p>東京都港区</p>	<p>台場（次の図面に示す部分に限る。） 東八潮（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>東京都品川区</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸地 以外の区域</p>
	<p>一 北緯三十五度三十七分三十三秒、東経百三十九度四十六分三秒の点 二 北緯三十五度三十七分三十四秒、東経百三十九度四十六分二秒の点 三 北緯三十五度三十八分一秒、東経百三十九度四十六分三十三秒の点 四 北緯三十五度三十八分三秒、東経百三十九度四十六分四十二秒の点 五 北緯三十五度三十七分五十八秒、東経百三十九度四十六分五十五秒の点 六 北緯三十五度三十七分四十七秒、東経百三十九度四十七分五秒の点 七 北緯三十五度三十七分四十三秒、東経百三十九度四十六分五十八秒の点</p>

## 備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

## 三 東京ウォーターフロントシティラストマイル（豊洲駅、新豊洲駅、東雲駅及び国際展示場駅）

期間	令和三年八月二十六日から同年九月五日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	有明一丁目から三丁目まで、東雲及び豊洲二丁目から六丁目まで
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	有明一丁目から三丁目まで、東雲及び豊洲二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都江東区	有明一丁目から三丁目まで、東雲及び豊洲二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯三十五度三十八分二十八秒、東経百三十九度四十七分十五秒の点

	<p>及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>二 北緯三十五度三十八分三十三秒、東経百三十九度四十七分十一秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十八分四十八秒、東経百三十九度四十六分五十八秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十九分十六秒、東経百三十九度四十七分二十七秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十九分十一秒、東経百三十九度四十八分十四秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十九分七秒、東経百三十九度四十八分十五秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十八分十三秒、東経百三十九度四十八分二十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>		

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四 東京ウオーターフロントシティラストマイル（有明テニスの森駅及び国際展示場駅）

期間	令和三年八月二十八日から同年九月四日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	有明一丁目から三丁目まで
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	有明一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	<p>東京都江東区</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた</p>	<p>次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度三十八分二十二秒、東経百三十九度四十七分五秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十八分二十八秒、東経百三十九度四十七分一秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十八分四十二秒、東経百三十九度四十七分二十七秒の点</p>

<p>区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>四 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十七分三十二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

五 東京ウォーターフロントシティラストマイル（東京テレポルト駅）

<p>期間</p>	<p>令和三年八月二十九日から三十一日まで並びに同年九月二日及び四日</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>青海一丁目</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>青海一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>青海一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

係施設周辺地域

東京都港区	台場（次の図面に示す部分に限る。）
東京都品川区	東八潮（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域	<p>一 北緯三十五度三十七分三十三秒、東経百三十九度四十七分四秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十七分三十秒、東経百三十九度四十七分六秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十七分二十三秒、東経百三十九度四十六分五十三秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十七分二十六秒、東経百三十九度四十六分五十二秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。